

伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業

事業者選定基準

令和8年7月

伊丹市上下水道局

【事業者選定基準】

目 次

第1章 事業者選定基準の位置づけ.....	1
第2章 事業者選定の概要.....	1
2.1 事業者選定の方式.....	1
2.2 事業者選定審査の方法.....	1
2.3 事業者選定審査の手順.....	1
2.4 優先交渉権決定の手順.....	1
第3章 応募資格の審査.....	3
3.1 応募資格の審査.....	3
3.2 応募資格審査結果の通知.....	3
第4章 提案内容の審査.....	4
4.1 提案書類の確認.....	4
4.2 提案内容の審査.....	4
4.3 最優秀提案者の選定等.....	8

第1章 事業者選定基準の位置づけ

この事業者選定基準は、伊丹市上下水道局（以下「本局」という。）が、伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、本事業を担う民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定するに当たって、その選定の方法や基準等を示すものである。

第2章 事業者選定の概要

2.1 事業者選定の方式

本事業を担う事業者には、本事業の対象施設の設計及び工事に関する技術やノウハウの提供を求める。また、事業者の選定に当たっては、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案を求めることとし、その内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

2.2 事業者選定審査の方法

事業者の選定は、応募資格及び提案内容（企業能力、技術提案、価格）の審査により行う。応募資格審査では応募者の参加資格について審査し、提案内容審査では提案価格や要求水準との適合性の確認（基礎審査）、業務遂行体制面や設計・施工に関する提案、価格に関する評価等（詳細審査）の審査を行う。

なお、応募者が5者以上となった場合は、提案内容の審査に先立ち、企業能力審査の結果に基づき上位5者を選抜した上で、選抜された5者について提案内容の審査を行う。企業能力審査の評価点は、最終的な総合評価点に加算する。

2.3 事業者選定審査の手順

応募資格及び提案内容の審査に当たっては、本局が基礎審査を行った上で、本局が設置した「伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）の詳細審査を経て、最優秀提案者を本事業の優先交渉権者とし、次点であった者を次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定する。

2.4 優先交渉権決定の手順

優先交渉権者決定の手順については、前節までに述べたとおりであるが、そのフロー図を次ページに示す。

ここで、本事業に対する応募者が1者のみであった場合については、「第3章 応募資格の審査」及び「第4章 提案内容の審査」に示す方法等に基づいて審査を行い、「4.3 最優秀提案者の選定等」に示す最低合格点以上であれば、最優秀提案者として選定する。

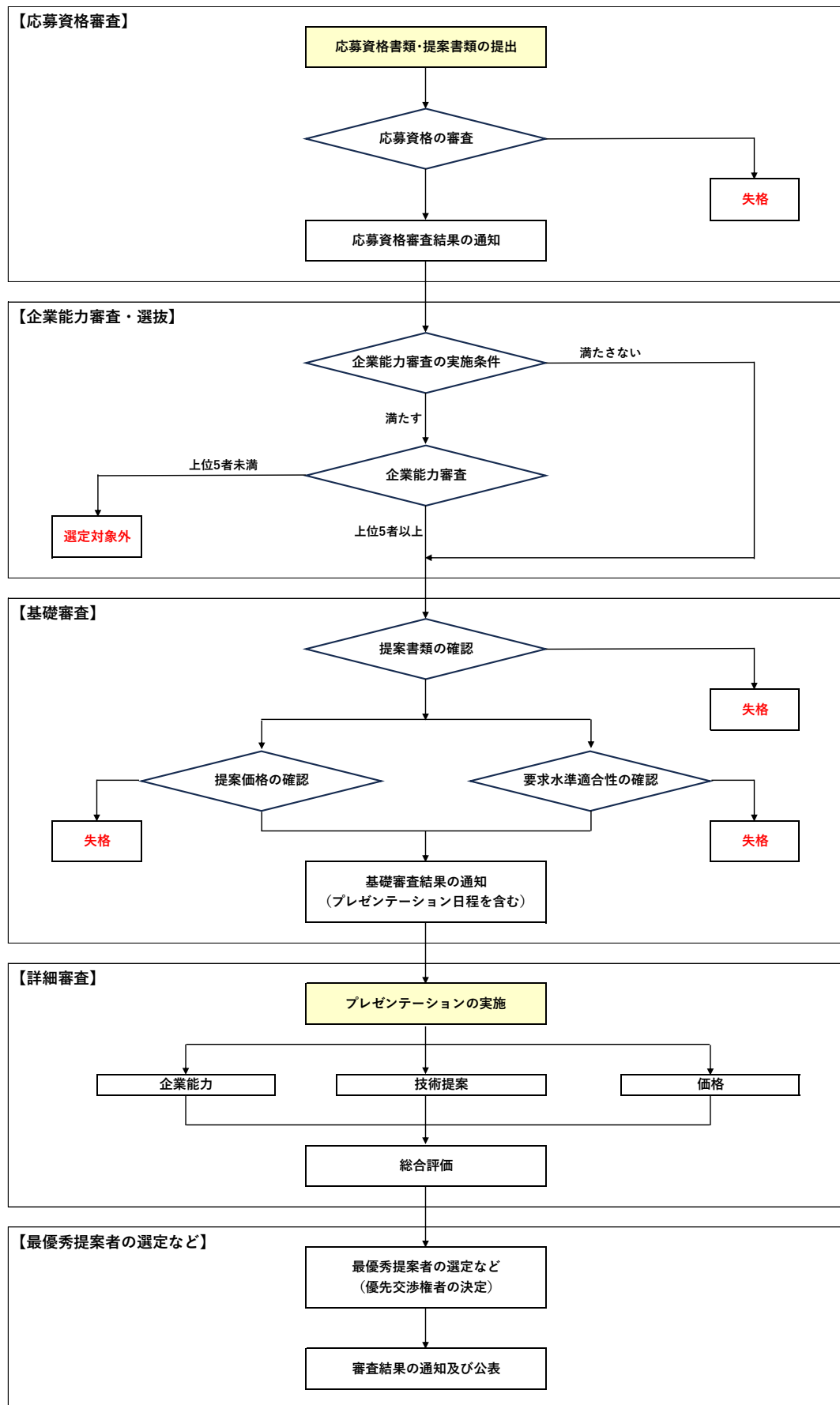


図 2-1 優先交渉権者決定のフロー

第3章 応募資格の審査

3.1 応募資格の審査

(1) 応募資格審査書類の審査

本局は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類がすべて揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

(2) 応募資格要件の審査

本局は、応募者が募集要項に記載した事業者の応募資格を満たしていることを審査する。その際、本局が必要と判断した場合には、当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加資料の提出を求めることがある。審査内容は、下表のとおりとする。

項目	内容
応募資格要件	募集要項「第4章 応募者の備えるべき応募資格要件」の各項目

3.2 応募資格審査結果の通知

本局は、応募資格審査の結果（合否）を応募者に通知する。

第4章 提案内容の審査

4.1 提案書類の確認

本局は、応募者から提出された提案書類がすべて揃っていることを確認する。

ここで、軽微な書類不備等があった場合、訂正による追加提出を認めるが、それを提案内容の審査に反映する可能性があることに留意すること。

4.2 提案内容の審査

提案内容の審査については、企業能力審査（応募者が5者以上の場合のみ先行して実施）、基礎審査（提案価格や要求水準との適合性）、詳細審査（プレゼンテーション、企業能力、技術提案及び価格）によって行う。

(1) 企業能力審査

1) 企業能力の確認

応募者が5者以上となった場合は、基礎審査に先立ち、企業能力に関する事項を評価し、上位5者を選抜する。その評価点は最終的な総合評価点に加算する。

2) 企業能力審査結果の通知

本局は、企業能力審査の結果を単体企業又は応募グループの代表企業へ通知する。

(2) 基礎審査（提案価格と要求水準適合性）

1) 提案価格の確認

本局は、応募者が提出した設計委託費及び工事請負費ごとの見積価格が、提案上限価格以内であることを確認する。提案上限価格を超えた場合は失格とする。

2) 要求水準適合性の確認

本局は、応募者の提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

3) 基礎審査結果の通知

本局は、基礎審査の結果を、単体企業又は応募グループの代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程に応募者に伝える。

(3) 詳細審査（プレゼンテーション、企業能力、技術提案、価格）

1) プレゼンテーションの実施

基礎審査後、審査会は、その応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。プレゼンテーションの詳細は単体企業又は応募グループの代表企業へ通知する。

2) 詳細審査の内容

詳細審査では、企業能力、技術提案及び価格の審査を行う。

企業能力では、応募者が提出した提案内容を評価項目及び配点に基づいて得点化（以下「企業能力評価点」という。）を行う。技術提案では、応募者が提出した提案内容をプレゼンテーションで確認し、評価項目及び配点に基づいて得点化（以下「技術評価点」という。）を行う。価格では、提案上限価格と応募者が提出した価格との比率から得点化（以下「価格評価点」という。）を行う。

ア) 評価項目の配点

企業能力評価点、技術評価点及び価格評価点の項目と配点は、下表に示すとおりとする。

表 4-1 審査項目及び配点

評価項目		評価基準		配点
企業能力	経営状況等	自己資本比率及び赤字の状況		8
	企業・配置予定技術者の実績	設計企業の実績(件数)		8
		管理技術者の実績(件数)		8
		建設企業(代表企業)の実績(件数)		8
		統括責任者の実績(件数)		8
	小 計			40
技術提案	業務計画に関する提案	業務実施方針		12
		業務実施体制		12
	設計・施工に関する提案	調査・設計計画	調査計画の具体性	12
			設計計画の具体性	12
		施工計画	工程の確実性	12
			ICT活用による効率化・安全性向上	12
			管路布設における品質管理計画	12
			道路規制・交通誘導計画	12
	地域貢献に関する提案	地元企業の参入		12
		地域に対する本事業の理解向上		12
小 計			120	
価格	参考見積	「見積書」に記載されている費用に対して評価点を与える。		40
	小 計			40
合 計			200	

イ) 企業能力評価点

企業能力評価点は、評価項目ごとに得点化する。

ウ) 技術評価点

技術評価点は、評価項目ごとに得点化する。

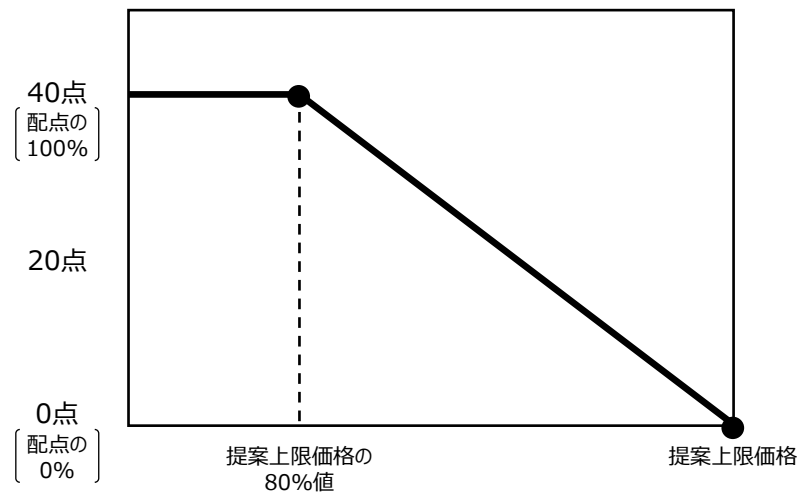
なお、技術評価点は、小数点第2位までを求める。

エ) 価格評価点

価格提案の評価は、提案上限価格の80%に相当する提案を40点（配点の100%）、提案上限価格と同額の提案を0点（配点の0%）として、それらの中間の価格提案については直線補間により評価する。

なお、価格評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

価格評価点



オ) 総合評価点

各応募者の企業能力評価点、技術評価点及び価格評価点を合計したものを総合評価点（200点満点）とする。

4.3 最優秀提案者の選定等

最優秀提案者を本事業の優先交渉権者とし、次点であった者を次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定するが、総合評価点が最低合格点（120点）を超えていなければならない。

また、複数の応募者の総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち「設計・施工に関する提案」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

（1）優先交渉権者の決定

本局は、審査会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、次点であったものを次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、募集要項の規定により優先交渉権者のみを決定する。

（2）審査結果の通知及び公表

本局は、審査会における審査及び選定の結果を取りまとめて、単体企業又は応募グループの代表企業に対して書面にて通知するとともに、本局ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。

なお、電話等による問合せには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、優先交渉権者の単体企業又は応募グループの代表企業及び構成企業の名称は公表し、それ以外の応募者は単体企業又は応募グループの代表企業のみ名称を公表し、構成企業は非公表とする。